

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月21日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年霧島市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第6項中「年額による報酬」を「年額報酬」に、「新階級による報酬」を「新階級による年額報酬」に改め、同項を第8項とし、第5項中「報酬」を「年額報酬」に、「9月」を「10月」に、「3月」を「4月」に改め、同項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を第5項とし、第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第4項とし、第3項として次の1項を加える。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。

種別	報酬額	摘要
大規模災害出動	8,000円／1日	1日は7時間45分以内とする。
上記以外の出動	5,000円／1回	1回は7時間45分以内とする。
訓練、会議等	4,000円／1回	

第12条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条に次の1項を加える。

9 出動報酬は、毎年度7月、9月、11月、1月、3月及び5月の6回に分けて支給する。

第13条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合の費用弁償は」を「団員が公務のため旅行した場合の費用弁償は」に改め、同項を第1項とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

国において、消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員の報酬、費用弁償等に係る見直しが行われたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。